

在留手続きについて

在留管理制度が新しくなりました

2012年7月9日から、新しい在留管理制度がはじまりました。外国人登録制度は廃止され、これまでの「外国人登録証明書」に代わり、「在留カード」が交付されます。関西空港、成田空港、羽田空港及び中部空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者(3月を超える在留者)になった方には在留カードが交付されます。

▶ **手続きについて**

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

▶ **在留カード在留期間について**

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

★在留カードは重要な身分証明書ですので常に携帯し、入国審査官、入国警備官、警察官等から提示を求められた場合には、提示する必要があります。

必要な手続き

(1) 住居地の届け出(市区町村での手続き)

出入国港において在留カードを交付された方は、住居地を定めてから14日以内に在留カードを持参の上、市区町村の窓口へ届け出てください。また、引っ越しをしたときも14日以内に在留カードを持参の上、移転先の市区町村の窓口へ届け出てください。

住居地を定めた日から14日以内に届け出なかった場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、正当な理由なく、新規上陸後、90日以内に住居地を届け出なかった場合、在留資格が取り消されることがあります。

▶ **住居地の届出について**

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

→リンク先の「市区町村での手続」を参照

(2) 所属機関に関する届出

2012年7月9日以降に上陸許可又は在留期間の更新等在留に係る許可を受けて中長期滞在者となった者が卒業・修了または退学し、甲南大学を離れる場合は、14日以内に地方入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により届出が必要となります。(出頭する場合は、在留カードを持参してください。郵送による届出の場合は、届出書とともに在留カードのコピーを同封してください。)

▶ 活動機関に関する届出について

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

(3) その他の届出上記(1)(2)以外の届出については、以下のリンクよりご確認ください。

▶ 住居地以外の届出について

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

在留期間の更新

留学生(在留資格「留学」)として日本に在留を許可される期間は、法務省入国管理局により、3月、6月、1年、1年3月、2年、2年3月、3年、3年3月、4年及び4年3月のいずれかに決定されます。進学、進級などで引き続き日本に滞在するときは、在留期間更新の手続きが必要です。入国管理局は、在留期限の日の3ヶ月前から更新許可申請を受け付けていますので、在留期間の満了する当日までに必ず手続きを行ってください。書類の作成が済んだら、入国管理局へ提出する前に、下記【必要なもの】のうち①～⑤を甲南大学へ提出し、承認(大学印の押印等)を受けてください。

甲南大学での提出先

正規生は国際交流センター

必要なもの

- ①在留期間更新許可申請書(用紙は甲南大学国際交流センターで配付しています。また、入国管理局や法務省のホームページからもダウンロード可能です。)
- ②パスポート
- ③在留カード
- ④在学証明書 ※正規生は教務部の証明書自動発行機で、研究生等は教務部の窓口で発行。
- ⑤成績証明書(研究生等の場合は研究内容についての証明書)
※正規生は教務部の証明書自動発行機で、研究生等は教務部の窓口で発行。
- ⑥日本での生活経費支弁能力を証明する書類(奨学金受給証明書、預金通帳の写しなど)
- ⑦手数料 4,000 円(2016 年 2 月現在)
- ⑧写真 1 枚(4cm×3cm 最近 3 カ月以内に撮影)

※その他、入国管理局の判断により、他の証明書等の提出を求められる場合があります。

▶ 在留期間更新許可申請について

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

注意

- 在留期限を 1 日でも過ぎると、不法滞在として扱われます。くれぐれも注意し、早めに在留期間更新手続きを行ってください。

- 特に入進学、長期休暇の時期は入国管理局が大変混雑しますから、早めに手続きをしましょう。
- 更新が完了したら、甲南大学国際交流センターへ在留カードのコピーを必ず提出してください。

在留資格の変更

大学の留学生として研究や学習をするための在留資格は、原則として「留学」です。これ以外の資格の人は、「留学」に変更してください。また、卒業後、企業等で働いたり、引き続き就職活動をしたたりする場合には、在留資格「留学」から他の資格への変更が必要です。書類の作成が済んだら、入国管理局へ提出する前に、下記【必要なもの】のうち①～④を甲南大学へ提出し、承認(大学印の押印等)を受けてください。

甲南大学での提出先

正規生は国際交流センター

必要なもの

他の在留資格から在留資格「留学」に変更する場合

1. ①在留資格変更許可申請書(用紙は甲南大学国際交流センターで配付しています。また、入国管理局や法務省のホームページからダウンロードも可能です。)
2. ②パスポート
3. ③在留カード
4. ④入学許可書の写し(研究生等の場合は、研究内容についての証明書も必要。すでに在学している場合は在学証明書)
5. ⑤日本での生活経費支弁能力を証明する書類(奨学金受給証明書、預金通帳の写しなど)
6. ⑥手数料 4,000 円(2016 年 2 月現在)
7. ⑦写真 1 枚(4cm×3cm 最近 3 カ月以内に撮影)

※その他、入国管理局の判断により、他の証明書等の提出を求められる場合があります。

注意

- 変更が完了したら、甲南大学国際交流センターへ在留カードのコピーを必ず提出してください。

▶ **在留資格変更許可申請について**

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

みなし再入国許可

これまで日本を一時出国する場合には、「再入国許可」を受けることが必要でしたが、出国後 1 年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります(この制度を「みなし再入国許可」といいます)。ただし、出国後 1 年以内に在留期間が満了する場合、再入国期限はその当日までとなりますので、注意してください。

▶ **みなし再入国許可について**

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

この制度を利用して一時帰国する場合は、出国の際、再入国出国記録の該当欄にチェックを入れてください。また、在留カードを入国審査官に提示する必要があるため、必ず携帯してください。なお、手数料はかかりません。

資格外活動(アルバイト)許可

在留資格「留学」では、アルバイトはできないため、アルバイトをするには資格外活動の許可を受ける必要があります。

申請方法

新規入国者で「留学」の在留資格が決定した者(ただし 3 月の在留期間が決定された人を除く)を対象として、出入国港でも資格外活動許可の申請ができるようになりました。

▶ **手続きについて**

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

入国済みの方は、以下の【必要なもの】を準備し、入国管理局で手続きを行ってください。

入国管理局での審査が通れば、2 週間～2 ヶ月で許可されます。また、在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請と同時に資格外活動許可申請を行うことも可能です。

書類の作成が済んだら、入国管理局へ提出する前に、下記【必要なもの】すべてを甲南大学国際交流センターへ提出し、承認を受けてください。

▶ **資格外活動許可申請について**

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html>

必要なもの

1. ①資格外活動許可申請書(用紙は甲南大学国際交流センターで配付しています。また、入国管理局や法務省のホームページからダウンロードも可能です。)
2. ②在留カード
3. ③パスポート
4. ④資格外活動内容申請書(用紙は甲南大学国際交流センターでのみ配付しています)

注意

- 甲南大学の留学生(在留資格「留学」)が、甲南大学で TA の活動をする場合は、資格外活動許可を受ける必要はありません。
- アルバイトが許可される時間数は、1 週間に 28 時間まで(大学の夏期休業や冬期休業中は、1 日に 8 時間まで /1 週間に 40 時間まで)になります。
- 休学中にはアルバイトをすることはできません。
- 許可の取得が完了したら、甲南大学国際交流センターへ上記④資格外活動内容申請書を必ず提出してください。

休学や退学の場合の注意

休学する場合

在留資格「留学」に係る活動を継続 3 か月以上行っていない場合（ただし、当該活動を行わないで在留していることに正当な理由がある場合を除く）は、在留資格を取消されることがあります。休学もこれに該当しますので、どうしても休学しなければならない場合は、甲南大学国際交流センターに相談してください。なお、休学中は、資格外活動（アルバイト）は認められません。

卒業（修了）または退学する場合

甲南大学を卒業（修了）または退学した後は、「留学」の在留期間が残っていても、帰国することになります。

もし、日本に滞在し続けたい場合は、直ちに「留学」から適切な在留資格に変更してください。在留資格が「留学」のまま滞在することは違法となります。なお、就職活動のために卒業後も引き続き日本に在留を希望する場合は、在留資格を「特定活動」へ変更してください。

「所属機関に関する届出」（前述「必要な手続き」の(2)参照）も忘れずに行ってください。